



岡山さんぽメールマガジン 第 146 号 3 月 2 日（月）



《研修会中止のお知らせとご協力をお願い》

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、今年度の研修会は参加者および関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、やむなく中止とさせて頂くこととなりました。

状況によっては、今後予定している 4 月以降の研修会を延期・中止する可能性もあります。開催の有無につきましてはホームページでご確認ください。

研修会参加時には、マスク持参・アルコール手指消毒・手洗いへのご協力をお願いします。また、風邪のような症状のある方は出席を見合わせてくださるようお願い申し上げます。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- 
1. 研修会のご案内
  2. 相談員便り（横溝浩相談員）
  3. 編集後記
- 

1. 研修会のご案内
- 

令和 2 年度の研修会情報を更新しました  
<https://okayamas.johas.go.jp/01-ke.html>

---

2. 相談員便り（横溝浩相談員）
- 

受動喫煙防止対策について

1 月の 2 3 日に「職場における受動喫煙防止対策」というテーマで研修会を開催させていただきました。私自身この時に感じたのは、どの方向で受動喫煙防止対策を取ってゆくべきか迷っていらっしゃる企業様があるということです。

4 月 1 日より健康増進法が全面施行され、屋内施設は「原則禁煙」が義務づけられ、施設の種類により喫煙できる場所がきめられます。また、喫煙できる場所には、20 歳未満の人の立ち入りの禁止、喫煙場所には指定された標識の掲示が義務づけられます。

ここでいう施設は、

## [1]飲食店

(飲食店・既存の経営規模の小さな飲食店への経過措置を含む)

## [2]病院・学校

(学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等)

## [3]上記以外のすべての施設

となります。もう少しまとめてみますと、

### ●第一種施設

(学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等) →原則敷地内禁煙

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙所を設置することができる。20歳未満の者の立ち入り禁止。2019年7月1日施行。→屋外喫煙場所 設置可

### ●第二種施設(事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店など) →原則屋内禁煙

ただし、屋内に喫煙専用室・加熱式たばこ専用室の設置は可能。屋外の喫煙所設置も可能。20歳未満の者の立ち入り禁止。2020年4月1日施行。→喫煙専用室・加熱式たばこ専用室 設置可

### ●既存の小規模飲食店の経過措置

資本金5000万円以下、客室面積100㎡以下の店舗では喫煙可能

ただし、次の条件がある。

- (1) 2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
- (2) 喫煙可能である旨の掲示義務。
- (3) 客、従業員ともに20歳未満の者の立ち入り禁止。

喫煙専用室と同等の煙流失防止措置が取られている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の者の立ち入りは可能

加熱式たばこに関して新たに次のような取り扱いになりました。

### <加熱式たばこ>

加熱式たばこの健康影響の知見が少ないため、経過措置として加熱式たばこ専用室設置を認め、その中では飲食等を認める。この中では紙巻きたばこは喫煙禁止。ただし、その旨掲示が必要。20歳未満の者の立ち入り禁止。

私が一番多く相談を受けるのは[3]の施設で製造業です。労働安全衛生法では職場の受動喫煙防止は努力義務です。(労働安全衛生法 第68条の2 受動喫煙防止) 愛煙家の事業主の方も沢山いらっしゃって、どこで快適に喫煙するか検討されている事業場もあります。この場合、具体的な対策のすすめ方については「職場における受動喫煙防止対策のためのガイドライン」が令和元年7月1日付けで示されていますので確認をお願いしています。基本的には、まず喫煙が健康に及ぼす悪影響を認識していただきたいと思います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf> 【厚生労働省サイト】

また、厚生労働省の「なくそう！望まない受動喫煙」のサイトをご覧ください。指定された標識のダウンロードもできます。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/> 【なくそう！望まない受動喫煙サイト】

今後、4月1日以降、混乱も予想されます。何かご不明な点がございましたらご相談ください。

参考資料：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
「受動喫煙防止対策ガイドブック」非売品

«横溝相談員への産業保健相談はこちら»

<https://okayamas.johas.go.jp/02-so.html>

---

### 3. 編集後記

---

タレントの「のん」さんを起用した、産業保健総合支援センターの取り組みについての動画を、岡山産業保健総合支援センターホームページ上で御覧いただけます。皆様はもう見られましたか？今しか見られない動画を是非御覧いただいて、産業保健総合支援センターについて更なる興味を持っていただければ嬉しいです。

---

次回の第147号は4月初旬に配信予定です。